

職業訓練コース設定の柔軟化（特例措置）

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援。具体的には、職業訓練コース設定について、訓練期間や訓練時間等の柔軟化を行う。

① 訓練期間要件の緩和

求職者支援訓練 2～6か月 ➔ 2週間～6か月に要件緩和

委託訓練 標準3か月 ➔ 1～2か月のコースを創設

② 訓練時間要件の緩和

求職者支援訓練 月100時間以上 1日5～6時間 ➔ 月60時間以上 1日2～6時間に要件緩和

委託訓練 標準月100時間 ➔ 標準月60時間のコースを創設

③ 特例コースについての付加奨励金の就職率要件

求職者支援訓練 1万円/人月：30%以上55%未満
2万円/人月：55%以上

委託訓練 1万円/人月：50%以上70%未満
2万円/人月：70%以上

※就職率による欠格要件についても同様に設定

<参考 現行のコース>

求職者 1万円/人月：35%以上60%未満
2万円/人月：60%以上

委託 1万円/人月：60%以上80%未満
2万円/人月：80%以上

※オンライン訓練について、「実技」も可能とする。

また、求職者支援訓練の通所要件を総訓練時間の40%以上から、20%以上に緩和する（20%は委託訓練と同様の水準）。

※特例措置は、令和3年度末まで。